

第 1 編 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の概要

1 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の概要

第 1 条例制定の背景

本県の光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成 14、16、17 年度に全国ワースト 1 位となっており、発令日数を減らすためには、その原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を一層進める必要があります。

VOC は、塗料の希釈溶剤やガソリン、ベンゼンなど、常温で揮発しやすい物質の総称で、これまで、県では、公害防止協定や炭化水素対策指導要綱により排出抑制指導を行ってきました。

一方、国では、大気汚染防止法を改正し、平成 18 年度から、VOC の排出規制を開始しましたが、VOC 年間使用量 50 トン相当以上の大規模施設を排出規制対象とし、50 トン未満の施設に対しては自主的な取組にゆだねたものとなっております。

このため、要綱対象である 6 トン以上の施設等について、事業者の自主的な取組による VOC の排出抑制を一層促進するための制度を創設するものです。

第 2 条例の概要

（1）目的

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 17 条の 3 に規定する事業者が自主的に行う VOC の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とします。

（2）定義

① 揮発性有機化合物（VOC）

大気汚染防止法の定義に合わせて、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」としました。

なお、政令で揮発性有機化合物から除かれる物質はメタンと 7 種類のフロン類です。

② 自主的取組対象施設

県の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設で VOC を排出するもののうち、その施設から排出される VOC が大気の汚染の原因となるものであって、VOC の排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいい、規則別表（表 1－2 自主的取組対象施設 p. 6）に掲げる施設であって、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものをいいます。

③ VOC 排出事業者

その事業活動に伴って自主的取組対象施設から VOC を大気中に排出する者をいい、自主的取組計画書等の提出義務者となります。

（3）「自主的取組の促進に関する指針」の策定

県は、事業者による自主的取組における VOC の削減目標、方法及び取り組むべき対策の事例等、事業者が留意すべき事項について指針を定めます。

また、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めることとします。

（4）県内事業者の責務

その事業活動に伴う VOC の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意

して、自主的取組を行う責務を有します。

(5) 県の責務

県は、自主的取組を支援するとともに、自ら率先して、VOCの排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有します。

(6) 県民の努力

県民は、県内事業者の事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めることとしました。

(7) 自主的取組計画書の作成及び提出等

① 各年4月1日においてVOC排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、VOCの使用量並びに排出量及び飛散の量等について記載した計画書（「自主的取組計画書」条例施行規則第一号様式 p. 62）を作成し、各年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

② ①以外の事業活動に伴ってVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者も、工場又は事業場ごとに、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができるとしました。

(8) 実績報告書の作成及び提出

(7)の自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（「実績報告書」条例施行規則第三号様式 p. 68）を作成し、翌年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

(9) 書類等の保存

(7)の自主的取組計画書を提出した者又は(8)の実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載したVOCの使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該提出の日から3年間保存することとしました。

(10) 公表

知事は、(7)の自主的取組計画書の内容及び(8)の実績報告書の内容を公表することとしました。

(11) 指導及び助言

知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができることとしました。

(12) 報告及び検査

知事は、VOC排出事業者その他のVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者に対し、報告を求め、又は職員に、立入検査させることができます。

(13) 過料

過料を設けることにより、自主的取組計画等の報告・公表制度の信頼性を確保します。

自主的取組報告義務違反者、虚偽報告者、報告・立入拒否者・・・5万円以下の過料

(14) 施行期日

平成20年4月1日

ただし、自主的取組の促進に関する指針の策定に関する部分は条例公布（平成19年10月19日）の日としました。

2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の基本構造

